

消費税等の扱い

開始貸借対照表における消費税等の取扱いは、会社、機構ともに民営化後の取扱いと同じ扱いとします。なお、民営化後の消費税等の取扱いは税抜き方式とします。

【考え方】

民営化後における消費税等の取扱いは、納税義務者である会社においては、他の民間企業と同様、税抜き方式を採用することとします。また、多くの独立行政法人で税込み方式が採用されていますが、機構の収入の太宗を占める貸付料収入に係る消費税等の金額を把握することは容易であること、また、貸付料には消費税等が課税されるため、機構は消費税等の最終負担者とはならないことなどから、税抜き方式を採用することとしました。

消費税等の扱い

・開始貸借対照表における消費税等*の扱い

1. 処理方法

会社

税抜き処理とする。

機構

税抜き処理とする。

2. 採用理由

- ・ 「 」、民営化後における消費税等の扱い」との整合性を考慮すると税抜き方式が望ましい。
- ・ 道路資産を再調達原価で評価するに際して、消費税は考慮していない。

* 消費税等とは、消費税及び地方消費税を指す。

・民営化後における消費税等の扱い

1. 処理方法

会社

税抜き処理とする。

機構

税抜き処理とする。

2. 採用理由

会社

納税義務者である会社においては、税抜方式を採用することが適当であるため。

【日本公認会計士協会委員会報告 消費税の会計処理について(中間報告)】

(第二 会計処理の基本的考え方)

消費税は、付加価値に課税するものであり、原則として、資産の譲渡等の都度その対価の額につき課税を行うこととし、その前段階に課された税額を控除又は還付して調整することとされている。このように仕入れ等に係る消費税(以下「仕入税」という。)は、一種の仮払金ないし売上等に係る消費税(以下「販売税」という。)から控除される一種の通過支出であり、各段階の納税義務者である企業においては、消費税の会計処理が損益計算に影響を及ぼさない方式(税抜方式)を採用することが適当である。

ただし、非課税取引が主要な部分を占める企業等当該企業が消費税の負担者となると認められる場合、簡易課税制度を採用した場合、その他企業の業種業態等から判断して合理性がある場合には、それに対応する会計処理方式(税込方式)を採用することができる。

機構

独立行政法人においては以下のような理由から税込み方式をとる法人が多い。

- (i) 予算に基づき法人運営を行うため、予算との整合性を考慮すると税込み方式がなじみやすい。
- (ii) 独立行政法人においては消費税等の対象外及び非課税取引が主要な部分を占めるため、消費税等の最終負担者となる法人が多い。

しかし、()については、機構においては、当然、予算はあるものの、収入の太宗を占める貸付料収入は税抜きの金額を把握することは容易であるなど、税込み処理にこだわる必要はない。

また、()については、貸付料収入に消費税等が課税されることから、消費税等の最終負担者とはならない。

【参考：開始B / Sにおける機構・会社の資産承継の扱い】

1. 処理方法

機構・会社とも、財産の承継が課税取引とはならない。

2. 採用理由

財産の承継が消費税法施行令2条1項2号カッコ書きに該当し、『資産の譲渡等』の範囲には含まれないため。

【消費税法第2条1項第8号】

(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第8号(資産の譲渡等)

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(代物弁済による資産の譲渡その他对価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。)をいう。

【消費税法施行第2条1項第2号カッコ書】

(資産の譲渡等の範囲)

法第2条第1項第8号に規定する対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

第2号 金銭以外の資産の出資(特別の法律に基づく承継に係るものを除く)